

事業系廃棄物 分別・リサイクルガイド



主なお問合せ先一覧

■事業系一般廃棄物全般、産業廃棄物処理委託契約について

環境推進室 廃棄物業務課 ☎0123-23-2110

■産業廃棄物全般

石狩振興局 保健環境部環境生活課 ☎011-204-5823 内線34-373



令和8年4月発行

はじめに

千歳市環境センターへ搬入される廃棄物のうち、事業系廃棄物（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）が占める割合は、全体の約4割です。

市が処理している家庭廃棄物は減少傾向にありますが、事業系一般廃棄物は企業立地が進み事業活動の活発化等の影響もあり、増加傾向にあります。

また、令和6年度に実施した市に搬入された事業系一般廃棄物（破碎対象ごみ※）の組成分析調査では、不適合である廃棄物が約7割、そのうちリサイクル可能な廃棄物が約2割程度混入しており、事業者による適切な分別が出来ていません。

近年では資源化事業を行っている民間事業者も増えていることから、民間処理施設の活用も含めて事業者自らによる減量化、再資源化の取り組みが期待されます。

このガイドブックは、事業系廃棄物を排出する事業者の皆さんのために、分別・資源化方法について記載したものです。

限りある資源を有効に活用し、循環型社会の構築に向けて一層廃棄物の減量・資源化に取り組みましょう。

千歳市は「ゼロカーボンシティ」を目指します！

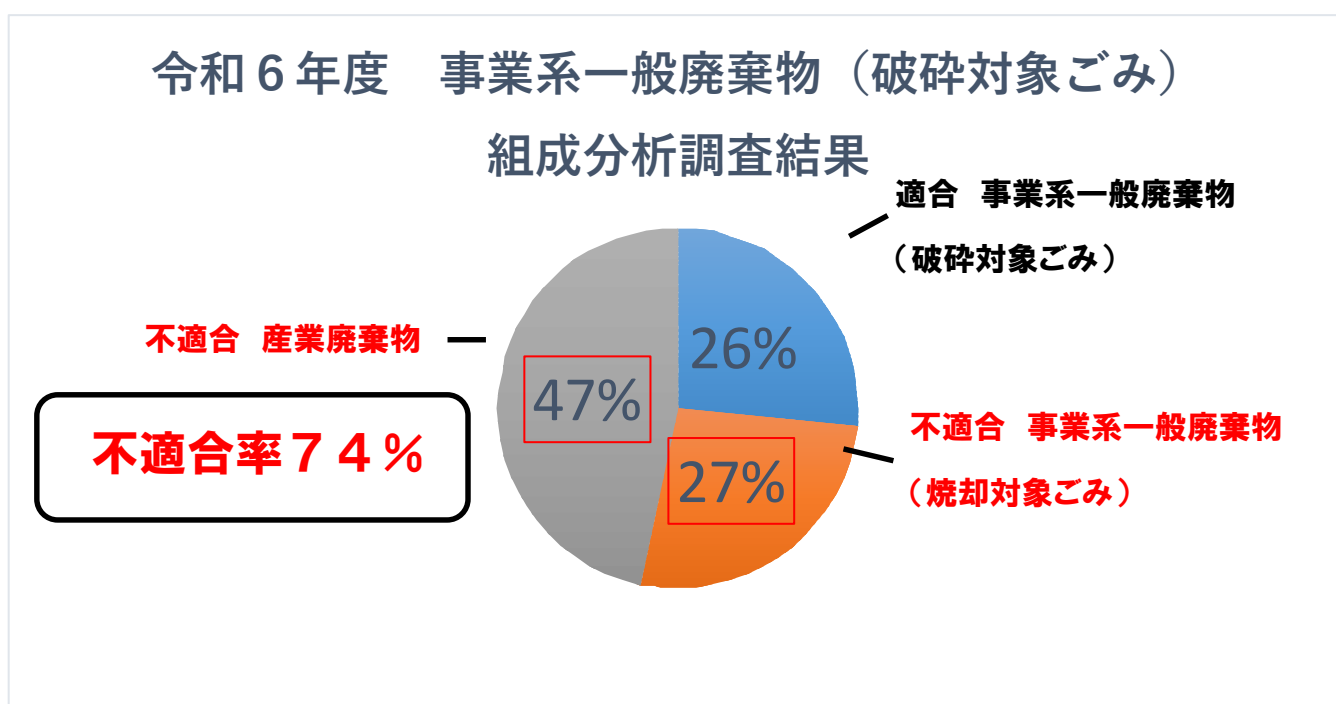


令和6年度 組成分析調査の結果

令和6年度に実施した組成分析調査の結果は次のとおりです。

※事業系一般廃棄物（破碎対象ごみ）を対象とし、収集運搬業者（全9業者）に対して実施

※破碎対象ごみ～大型の布類(じゅうたんやカーペット)、大型の木製品(机、戸棚、タンスなど)



事業者による適切な分別が

減量・再資源化の第一歩です！

① リサイクルできるもの（資源物）の処理

空き缶



飲料用のアルミ・スチール缶（ジュース・ビールなど）・缶詰の缶・その他の缶（お菓子・のり・粉ミルクなど）

～処理方法～

◎中を軽く水ですすぐ

◎異物を混入しない

～受入先（一例）～（買取）

（株）マテック千歳支店

☎0123-27-0808

※汚れが取れない等、リサイクルができないものについては産業廃棄物として適切に処理してください

ペットボトル



このマークがついた飲料・調味料用ボトル

びん（使い捨てのびん）



飲料・調味料などのびん（ドリンク剤・洋酒・ワイン・しょうゆ・みりん・ドレッシングなど）

～処理方法～

◎中を軽く水ですすぐ

◎ラベル、キャップは外す

～受入先（一例）～（買取）

（株）マテック千歳支店

☎0123-27-0808

※汚れが取れない等、リサイクルができないものやラベル、キャップは産業廃棄物として適切に処理してください

～処理方法～

◎中を軽く水ですすぐ

◎金属キャップ、プラスチックは産業廃棄物です

～受入先（一例）～（有料）

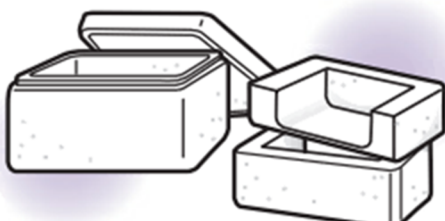
北海道リサイクリング（有）

カレット事業所

☎0144-52-2660

※びんは産業廃棄物ですが、リサイクルできるものは再資源化業者を積極的に活用してください。

発泡スチロール



魚箱や、家電製品を保護した発泡スチロールなど

～処理方法～

◎中を軽く水ですすぐ

◎異物を混入しない

～受入先（一例）～（有料）

（株）クリーン開発

☎0123-24-7787

※発泡スチロールは産業廃棄物ですが、リサイクルできるものは再資源化業者を積極的に活用してください。

生ごみ



～処理方法～

◎ポリ袋、ポリ容器に入れる

◎異物を混入しない

（生ごみ以外のものを混入しない）

～受入先（一例）～（有料）

(株)HMエスパス

☎0123-42-0530

リサイクルファクトリー(株)

☎0123-29-2030

※特定の事業活動に伴って排出される場合は産業廃棄物に該当します（P7参照）

木くず



～処理方法～

◎釘などの異物を混入しない

◎防腐剤等が塗布されていないもの

～受入先（一例）～（有料）

(株)丹治秀工業

☎0123-22-6220

リサイクルファクトリー(株)

☎0123-29-2030

※特定の事業活動に伴って排出される場合は産業廃棄物に該当します（P7参照）

古紙類



～受入先（一例）～（買取）

(株)マテック千歳支店

☎0123-27-0808

※特定の事業活動に伴って排出される場合は産業廃棄物に該当します（P7参照）

家電4品目

テレビ



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫



エアコン



～受入先（一例）～（有料）

ロジスティード北日本(株)苫小牧営業所

☎0144-52-1281

(株)鈴木商会

☎0144-55-8324

ロジスティード北日本(株)清田営業所

☎011-884-1921

※事業所で使用したものであっても、家庭用として製造されたものはリサイクル対象品です

消火器



～受入先（一例）～（有料）
千歳空港モーターサービス(株)
☎0123-45-2323
北海道ニツツウサービス(株)
☎0123-23-2001
東京防災設備(株)千歳支店
☎0123-22-7012
(株)ドーリツ防災
☎0123-24-3155

～大切なポイント～

事業者は事業系廃棄物を再資源化業者(民間施設)に搬入することにより、ごみの処分だけではなく、**3R**(リデュース、リユース、リサイクル)の推進もできます。

そのためには…

- ・丁寧に分別する
- ・異物を除去し、搬入先の施設の受入基準を守る
(例:発泡スチロールが汚れておらず、生ごみが付着していないなど)
- ・計画的な排出、保管場所の整理をし、収集業者に引き渡す

よくある質問

Q 「ボールペン」や「クリアファイル」は事業系一般廃棄物として処分していいの？

A これらは「**廃プラスチック類**」であることから**産業廃棄物**として処分してください。(P7参照)



減量・再資源化のコツ

3Rを推進しましょう！

3Rとは、Reduce(リデュース=発生抑制)、Reuse(リユース=再使用)、Recycle(リサイクル=再生利用)の頭文字を取った3つの行動の総称です。

SDGs(持続可能な開発目標)により、環境や資源・廃棄物問題を含む取り組みの新たな目標が示された今、循環型社会の実現に向けて、3Rの取り組みを進めていきましょう。

リデュース

1. Reduce【発生抑制】

資源の消費、ごみの発生を減らしましょう

使い捨てをやめるなど、日々の事業活動スタイルを見直して、ごみを減らしましょう。

取り組み例

- 両面コピーをする。
- 印刷ミスを防ぐため、印刷前にパソコンやコピー機の設定を確認する。
- 伝票、事務書類、調査資料などを可能な限り電子データ化する。
- パンフレット、チラシは必要最小限の作成とする。
- 食事では、マイはし、マイカップやマイボトルなどを使い、ごみとなるものを減らす。

リユース

2. Reuse【再使用】

繰り返し使うことで、ごみを減らしましょう

前と同じようには使えなくても、違う使い方ができる場合もあります。

いろいろな工夫をして、ものを使い尽くしましょう。

取り組み例

- ミスコピー紙や片面コピー紙をメモ用紙として利用する。
- 使用済み封筒などは、社内メール(内部連絡用)などに利用する。
- 備品・消耗品などの状況を管理して、社内で融通し合う。
- コピー機などのトナーカートリッジは、再生利用できるものを使う。

リサイクル

3. Recycle【再生利用】

資源として再び利用することで、ごみを減らしましょう

汚れていない紙類やびん・かんなど、リサイクルできるものは分別を徹底し、「ごみ」としないでリサイクルに回しましょう。

取り組み例

- びん・かん、ペットボトルなどは、リサイクルボックスを設置して分別する。
 - ☞中を軽く水ですすぎ、ペットボトルは、キャップとラベルをはずす。
- 木、草類はチップ化によりリサイクルできるので、きちんと分ける。
 - ☞再資源化業者(2~4ページ)では、ある程度大きな木も処理できます。
木や草は分けて、付着した土砂はなるべく取り除いてください。
- 電池類はリサイクルできる場合があるので、きちんと分ける。
- 保管場所を確保する。
 - ☞濡れてもよいものは屋外でもいいが、飛散や悪臭が発生しないようにする。
- 分別した後は、再資源化業者などに資源物として引き渡す。
 - ☞少量の引き渡しなど、分別収集が難しい場合は、排出量に応じて、週・月単位で引き渡す。
詳しくは再資源化業者(2~4ページ)と相談してください。

事業系廃棄物とは？

- 「事業系廃棄物」とは、**事業活動（事業所）に伴って生じたごみ全て**を指します。（事業所の例：事務所、商店（個人事業主含む）飲食店、病院、学校）
- 事業系廃棄物は、**リサイクルできる資源物・産業廃棄物・それ以外の事業系一般廃棄物**に分かれます。
- 事業系廃棄物は、千歳市では収集しません。**収集運搬許可業者に収集を委託するか、自ら施設に持ち込み、処理**しましょう。
- 居住と事業所が一体であっても、**事業活動に伴って出たごみを家庭ごみとして排出することはできません。**

事業系廃棄物を家庭ごみとして排出してはいけません

事業系廃棄物は、家庭用ごみステーションには出せません。

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下(法人には3億円以下)の罰金

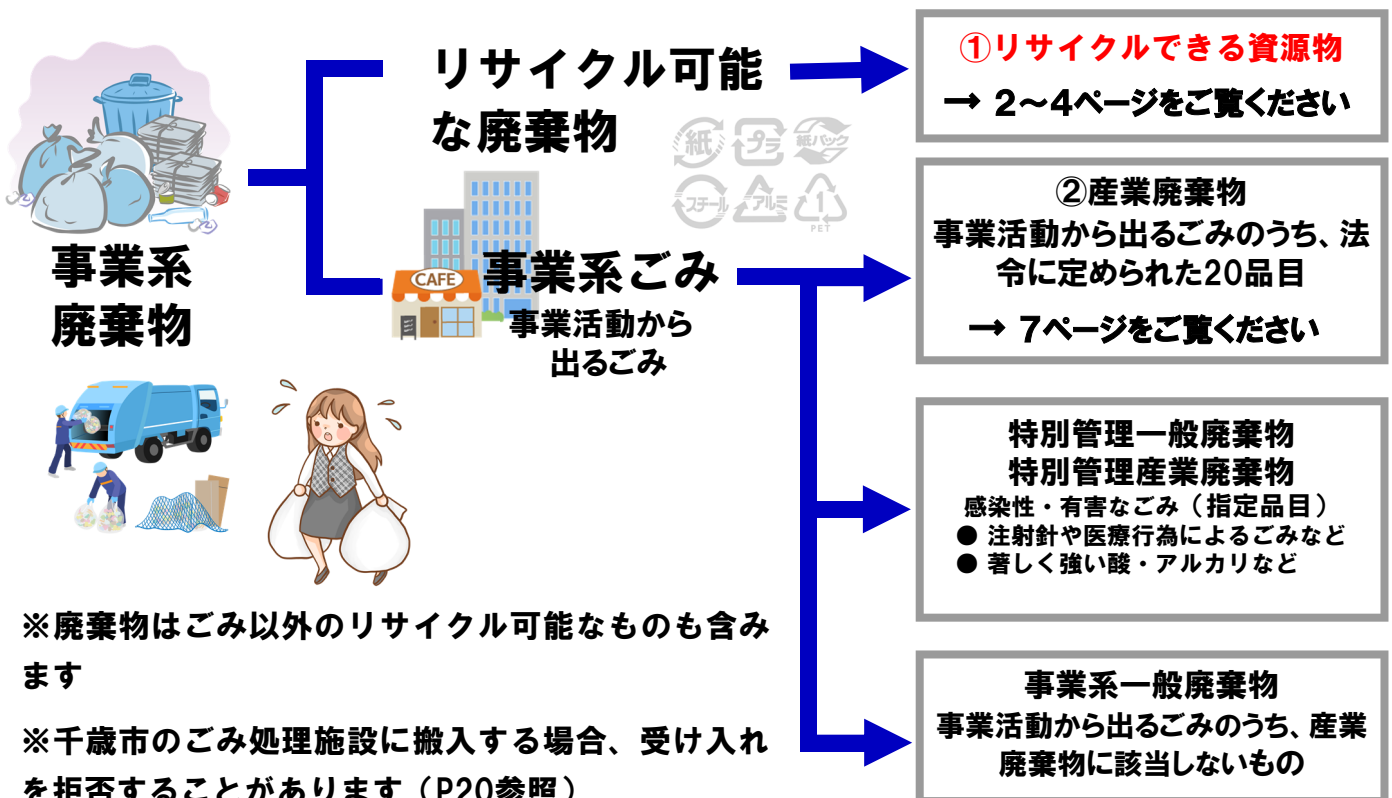
罰則

又はこれの併科

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

事業系廃棄物の区分

事業系廃棄物の処理については、再資源化業者（民間施設）を積極的に活用し、減量・再資源化に努めてください。



② 産業廃棄物（産廃）

事業活動から出る廃棄物のうち、**廃棄物処理法で定められた次の20品目**
産業廃棄物の処分にあたっては、委託処理契約の締結、マニフェスト
の持参が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



(千歳市ホームページ)

● 全ての事業活動に共通するもの

種類	具体例	種類	具体例
① 燃え殻	石炭がら、灰かす、焼却炉の 残灰、炉清掃排出物など	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
② 汚泥	工場排水などの処理後に 残るものなど	⑧ 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、 金属製品など
③ 廃油	動植物性油、鉱物性油、 洗浄用油、溶剤など	⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	空きビン、ガラス製品、 陶器製品、石膏ボード、 レンガくずなど
④ 廃酸	硫酸、塩酸、写真定着液など すべての酸性廃液	⑩ 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残 渣、不良鉱石、不良石炭な ど
⑤ 廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液など すべてのアルカリ廃液	⑪ がれき類	工作物の新築・改築または 除去に伴って生じたコンク リートなど
⑥ 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、 プラスチック製品・容器包装 など	⑫ ばいじん	大気汚染防止法で規定する ばい煙発生施設等で集めら れたもの

● 特定の事業活動に伴うもの

種類	業種例	種類	業種例
⑬ 紙くず	製紙業、建設業、 印刷物加工業など	⑯ 動植物性残さ	食品製造業 など
⑭ 木くず	建設業、木製品製造業 など ※ 貨物の流通のために使用 した木製パレット等を含む	⑰ 動物性 固形不要物	と畜場 など
⑮ 繊維くず	建設業、繊維製造業 など	⑱ 動物のふん尿	畜産業
		⑲ 動物の死体	畜産業

● その他

⑳ 上記①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したも
 ので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形物
 など)

●家電リサイクル法対象品目(テレ
 ビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣
 類乾燥機)は家電リサイクル法によ
 り処理してください。

産業廃棄物の処分については、民間の産業廃棄物施設を利用してください。

民間の産業廃棄物施設については、北海道のホームページをご覧ください。



(北海道ホームページ)

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者一覧

No.	業者名	所在地	電話番号	備考
1	(株)クリーン開発	千歳市流通1丁目4番地の7	0123-24-7787	
2	早来工営(株)	(千歳営業所) 千歳市文京1丁目2番地の3	0145-22-3731	限定許可*1
3	(協)カンセイ	千歳市流通1丁目3番地の6	0123-23-1712	
4	(株)千歳衛生排水公社	千歳市大和1丁目9番3号	090-7512-3937	し尿、浄化槽、汚泥、生活雑排水に限る
5	(有)協成ワーク	千歳市桂木3丁目9番26号	0123-27-7244	
6	(有)沢田産業	千歳市祝梅2130番地の12	070-5612-5867	
7	北海道建設サービス(株)	千歳市上長都1160番地の36	0123-27-8088	
8	(株)エヌ・ケーエンジニアリング	千歳市北信濃770番地の9	0123-42-1585	
9	(株)北海道シーアイシー研究所	千歳市泉沢1007番地の69	0123-28-2118	限定許可*1
10	(有)イワオ	千歳市祝梅1022番地の1	0123-23-3868	
11	リサイクルファクトリー(株)	(千歳事業所) 千歳市中央690番地の1	0123-29-2030	事業系一般廃棄物に限る
12	セントラルリーシングシステム(株)	(千歳営業所) 千歳市美々987番地の22	0123-46-5411	限定許可*1
13	公益社団法人 千歳市シルバー人材センター	千歳市本町3丁目11番地	0123-26-2277	限定許可*1

※1 限定許可は、特定の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬に限り、許可しています。

事業系一般廃棄物の処分許可業者一覧

No.	業者名	所在地	電話番号	取扱廃棄物の種類
1	(株)クリーン開発	千歳市 流通1丁目4番地の7	0123-24-7787	発泡スチロール
2	リサイクルファクトリー(株)	(千歳事業所) 千歳市中央690番地の1	0123-29-2030	木くず、すき取り物、刈草 動植物性残渣
3	(株)丹治秀工業	千歳市 駒屋2211番地の4	0123-22-6220	木くず
4	(株)HMエスバス	(千歳事業所) 千歳市美々1292番地の659	0123-42-0530	動植物性残渣、動物の死体 刈草、剪定枝

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
アイスクリームストッカー		×	産廃	混合	P7参照
空き缶(アルミ、スチール等)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
空き缶(アルミ、スチール等)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照
空きびん	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
空きびん	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	△	産廃	ガ・陶	
アクリル板		×	産廃	廃プラ	P7参照
麻袋	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
麻袋	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
アスファルト(建設工事)		△	産廃	がれき	
アスファルト(建設工事以外)		△	産廃	ガ・陶	
アスベスト		×	産廃	石綿	P7参照
あぜ(畔)シート		×	産廃	廃プラ	P7参照
アダプター(電源コード式)		×	産廃	混合	P7参照
厚紙	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
厚紙	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
厚紙	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
穴あけパンチ		×	産廃	混合	P7参照
油		×	産廃	廃油	P7参照
油の染み込んだもの(布、紙、土など)		×	産廃	混合	P7参照
網・網戸		×	産廃	混合	P7参照
アルミサッシ		×	産廃	混合	P7参照
アルミトレー		×	産廃	金属	P7参照
アルミホイール(車用)		×	産廃	金属	P7参照
安全靴		×	産廃	混合	P7参照
安全ピン		×	産廃	混合	P7参照
イオン交換樹脂		×	産廃	廃プラ	P7参照
衣装ケース(プラスチック製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
衣装ケース(木製)	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
衣装ケース(木製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
椅子(木、金属、プラ製)	金属のみ、プラのみも同様	×	産廃	混合	P7参照
椅子(木製)	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃		
椅子(木製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
板ガラス		△	産廃	ガ・陶	
一斗缶	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
一斗缶	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照
イヤホン		×	産廃	混合	P7参照
衣類(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
衣類(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
衣類(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
衣類乾燥機	家庭用として製造されたもの	×	資源		P3参照 ※家電リサイクル法対象
衣類乾燥機	業務用として製造されたもの	×	産廃	混合	P7参照
印鑑(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
印鑑(プラスチック製)		×	産廃	廃プラ	P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。

※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
印鑑(木製)	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
印鑑(木製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
インク(液状)		×	産廃	混合	P7参照
インク(固形状)		×	産廃	廃プラ	P7参照
インク(泥状)		×	産廃	汚泥等	P7参照
インクカートリッジ・インクリボン		×	産廃	廃プラ	P7参照
飲料パック	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
飲料パック	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
飲料パック	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
植木バサミ		×	産廃	混合	P7参照
植木鉢(プラスチック製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
植木鉢(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
植木鉢(陶器製)		△	産廃	ガ・陶	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
ウェットティッシュ	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
ウェットティッシュ	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ウレタンマットなどのウレタン類		×	産廃	廃プラ	P7参照
エアコン	家庭用として製造されたもの	×	資源		P3参照 ※家電リサイクル法対象
エアコン	業務用として製造されたもの	×	産廃	混合	P7参照
エアマット		×	産廃	廃プラ	P7参照
ACアダプター		×	産廃	混合	P7参照
AED		×	産廃	混合	P7参照
ALC(建設工事)		△	産廃	がれき	リサイクル優先 市＝埋立処分地(美々)
ALC(建設工事以外)		△	産廃	ガ・陶	リサイクル優先 市＝埋立処分地(美々)
LED照明		×	産廃	混合	P7参照
HIDランプ		×	産廃	混合	P7参照
液晶テレビ		×	産廃	混合	P3参照 ※家電リサイクル法対象
液晶モニター		×	産廃	混合	P7参照
枝	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
枝	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
枝	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
エプロン(化学繊維)	ハルブ100%以外、防水加工したもの	×	産廃	廃プラ	P7参照
エプロン(紙製)	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
エプロン(紙製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
LED		×	産廃	混合	P7参照
塩化カルシウム		×	産廃	汚泥	P7参照
塩化ビニール管		×	産廃	廃プラ	P7参照
エンジンオイル		×	産廃	廃油	P7参照
延長コード		×	産廃	混合	P7参照
鉛筆	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
鉛筆	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
鉛筆	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
オートバイ		×	産廃	混合	P7参照
オイル(食用・機械用)		×	産廃	廃油	リサイクル優先 P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
オイル缶	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
オイル缶	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照
オイルパック(吸着剤)	合成繊維素材	×	産廃	廃プラ	P7参照
オイルパック(吸着剤)	天然繊維素材 <small>天然繊維素材で建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの</small>	△	産廃	紙くず	
オイルパック(吸着剤)	天然繊維素材	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
OA紙	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
OA紙	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
OSBボード	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
OSBボード	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
OSBボード	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越) ※長さ制限あり
おがくず	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
おがくず	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
おがくず	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越) ※長さ制限あり
おしぼり(紙製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
おしぼり(紙製)	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
おしぼり(紙製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	紙くず	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
おしぼり(化学繊維系)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
おしぼり(化学繊維系)		×	産廃	廃プラ	P7参照
おむつ	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
おむつ	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
温度計		×	産廃	混合	P7参照
ガーゼ	感染のおそれがあるもの	×	産廃	特	P7参照
ガーゼ	感染のおそれがないもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
カーテン(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
カーテン(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
カーテン(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
カーテンレール(金属製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
カーテンレール(金属製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照
カーテンレール(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
カーバッテリー		×	産廃	特	P7参照
カーペット(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
カーペット(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
カーペット(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
カーボン紙	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
カーボン紙	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
貝殻	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	△	産廃	残さ	
貝殻	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
化学薬品	劇物など	×	産廃	特等	P7参照
鏡		△	産廃	ガ・陶	
傘		×	産廃	混合	P7参照
ガスボンベ(LP)		×	産廃	特	P7参照
仮設トイレ		×	産廃	混合	P7参照
カセットコンロ		×	産廃	混合	P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
カセットボンベ		×	産廃	金属	P7参照
ガソリン		×	産廃	特	P7参照
カタログ	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
カタログ	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
カタログ	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ガチャ玉		×	資源		リサイクル業者へ
ガチャ玉		×	産廃	金属	P7参照
合羽		×	産廃	廃プラ	P7参照
カップ麺の外装・容器	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	リサイクル優先 P7参照
カップ麺の外装・容器	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
かつら・ウィッグ(人工)		×	産廃	廃プラ	P7参照
かつら・ウィッグ(人毛)		○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
かばん(化繊製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
かばん(金属製)		×	資源		リサイクル業者へ
かばん(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
かばん(天然皮革製)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
かばん(天然皮革製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
花瓶(ガラス・陶器製)		△	産廃	ガ・陶	
壁紙(紙製)	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
壁紙(紙製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
壁紙(ビニール製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
髪の毛	理髪店等で発生したもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
紙おむつ		○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
紙パック	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
紙パック	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
紙パック	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
紙袋	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
紙袋	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
紙袋	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ガムテープ(紙製)	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
ガムテープ(紙製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ガムテープ(布製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
カメラ		×	産廃	混合	P7参照
ガラス製品		△	産廃	ガ・陶	
瓦(建設工事)		△	産廃	がれき	
瓦(建設工事以外)		△	産廃	ガ・陶	
換気扇		×	産廃	混合	P7参照
緩衝材(紙製)	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
緩衝材(紙製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
緩衝材(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
乾電池	マンガン・リチウム・ニッケルに分ける	×	産廃	混合	P7参照
感熱紙	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
感熱紙	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)

事業系廃棄物分別辞典

産廃=産業廃棄物

一廃=事業系一般廃棄物

資源=リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用		
き	木	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ	
	木	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず		
	木	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市=道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)	
	脚立		×	産廃	混合	P7参照	
	キャップ(ペットボトルなど)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ	
	キャップ(ペットボトル)	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	P7参照	
	キャップ(金属製)	従業員の個人消費以外	×	産廃	金属	P7参照	
	キャップ(ペットボトル)	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市=道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)	
	急須(金属製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ	
	急須(金属製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照	
	急須(陶器製)		△	産廃	ガ・陶		
	給湯器		×	産廃	混合	P7参照	
	金庫		×	産廃	混合	P7参照	
	く	空気清浄機		×	産廃	混合	P7参照
		クーラーボックス		×	産廃	混合	P7参照
		釘		×	産廃	金属	P7参照
		草	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
		草	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市=道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
		鎖(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
グラス(ガラス製のコップ)			△	産廃	ガ・陶		
グラスウール			△	産廃	ガ・陶		
クリアファイル			×	産廃	廃プラ	P7参照	
グリストラップ			×	産廃	汚泥	P7参照	
グレーチング		リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ	
グレーチング		リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照	
軍手(化学繊維)			×	産廃	廃プラ	P7参照	
軍手(天然繊維)		建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維		
軍手(天然繊維)			○	一廃	可燃	リサイクル優先 市=道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)	
け		蛍光灯(蛍光管)	LED含む	×	産廃	混合	P7参照
		蛍光灯		×	産廃	混合	P7参照
		結束バンド		×	産廃	廃プラ	P7参照
		携帯電話		×	産廃	混合	P7参照
	軽油		×	産廃	廃油	P7参照	
	消しゴム		×	産廃	廃プラ	P7参照	
	ケーブル		×	産廃	混合	P7参照	
	血圧計		×	産廃	混合	P7参照	
	こ	工具箱(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
		工具箱(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
工具類			×	産廃	金属	P7参照	
工具類(電動)			×	産廃	混合	P7参照	
広告チラシ		リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ	
広告チラシ		建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず		
広告チラシ		リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市=道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)	

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
コード類		×	産廃	混合	P7参照
コードリール		×	産廃	混合	P7参照
黒板		×	産廃	混合	P7参照
コップ(紙製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
コップ(紙製)	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
コップ(紙製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
コップ(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
コップ(陶器製)		△	産廃	ガ・陶	
コピー機		×	産廃	混合	P7参照
コピー用紙	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
コピー用紙	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
コピー用紙	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ゴムチューブ		×	産廃	廃プラ	P7参照
ゴム手袋・ゴム長靴		×	産廃	廃プラ	P7参照
ゴムホース		×	産廃	廃プラ	P7参照
コンクリートブロック	建設工事から発生したもの	△	産廃	がれき	
コンクリートブロック	建設工事以外から発生したもの	△	産廃	ガ・陶	
コンセント		×	産廃	混合	P7参照
コンセントカバー		×	産廃	廃プラ	P7参照
コンビニ弁当がら	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	P7参照
コンビニ弁当がら	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
サイディング(金属)		×	産廃	金属	P7参照
サイディング(樹脂)		×	産廃	廃プラ	P7参照
サイディング(窯業)		△	産廃	ガ・陶	
サインペン		×	産廃	廃プラ	P7参照
作業着		×	産廃	混合	P7参照
雑誌	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
雑誌	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
雑誌	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
皿(紙製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
皿(紙製)	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
皿(紙製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
皿(ガラス製)		△	産廃	ガ・陶	
皿(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
皿(陶器製)		△	産廃	ガ・陶	
皿(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
ざる(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
ざる(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
三脚		×	産廃	混合	P7参照
シート(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
シート(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
シート(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
漆喰		△	産廃	ガ・陶	

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品 目	詳 細	市搬入	分別	区分	適 用
自転車	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
自転車	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	混合	P7参照
写真	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
写真	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
写真のネガ		×	産廃	廃プラ	P7参照
ジャッキ		×	産廃	金属	P7参照
充電器		×	産廃	混合	P7参照
充電式電池	リチウム電池など	×	産廃	混合	P7参照
朱肉		×	産廃	廃プラ	P7参照
じゅうたん(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
じゅうたん(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
じゅうたん(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越) ※長さ制限あり
重油		×	産廃	廃油	P7参照
シュレッダーくず	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
シュレッダーくず	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
シュレッダーくず	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
消火器		×	資源		リサイクル業者へ
照明器具		×	産廃	混合	P7参照
食品容器(弁当がらなど)	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	P7参照
食品容器(弁当がらなど)	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
食器(ガラス製)		△	産廃	ガ・陶	
食器(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
食器(陶器製)		△	産廃	ガ・陶	
食器(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
新聞紙	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
新聞紙	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
新聞紙	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
水銀灯		×	産廃	特	P7参照
水槽		△	産廃	ガ・陶	
スーツケース		×	産廃	混合	P7参照
スキャナー		×	産廃	混合	P7参照
すきとり物(ぼさ)		×	一廃	不燃	P7参照
スコップ(金属製)	木部分があるものは混合物	×	産廃	金属	P7参照
スコップ(プラ製)	木部分があるものは混合物	×	産廃	廃プラ	P7参照
スタイロフォーム		×	産廃	廃プラ	P7参照
スチールデスク		×	産廃	金属	P7参照
ストーブ		×	産廃	混合	P7参照
砂		×	×		産廃との混合物の場合は、P7参照
スパナ	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
スパナ	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	×	産廃	金属	P7参照
スプレー缶		×	産廃	混合	P7参照
スポットクーラー		×	産廃	混合	P7参照
スレート(金属製)		×	産廃	金属	P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

一廃＝事業系一般廃棄物

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
スレート(コンクリート製)	建設工事から発生したもの	△	産廃	がれき	
スレート(コンクリート製)	建設工事以外から発生したもの	△	産廃	ガ・陶	
石膏ボード		×	産廃	がれき	P7参照
洗濯機	家庭用として製造されたもの	×	資源		P3参照 ※家電リサイクル法対象
洗濯機	業務用として製造されたもの	×	産廃	混合	P7参照
ソーラーパネル		×	産廃	混合	P7参照
ソファ		×	産廃	混合	P7参照
タイヤ(自転車)		×	産廃	混合	P7参照
タイヤ(自動車)		×	資源		P7参照
タイル		△	産廃	ガ・陶	
ダスター(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
ダスター(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
ダスター(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
畳(スタイロ畳)		×	産廃	廃プラ	P7参照
畳(本畳)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
畳(本畳)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々) ※長さ制限あり
タンス(木製)	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
タンス(木製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々) ※長さ制限あり
段ボール	リサイクルできるもの	×	資源		P7参照
段ボール	建設業(工事)、ハルブ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
段ボール	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
注射器・注射針	感染のおそれがあるもの	×	産廃	特	P7参照
注射器・注射針	感染のおそれがないもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
チェーン(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
チェーン(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
チョーク(石膏製)		×	産廃	ガ・陶	P7参照
チューブ(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
机(金属製)	その他混合物を含む	×	産廃	金属	P7参照
机(木製)	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
机(木製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々) ※長さ制限あり
土		×	×		産廃との混合物の場合は、P7参照
テープ		×	産廃	廃プラ	P7参照
鉄筋、鉄パイプ、鉄板		×	産廃	金属	P7参照
手袋(プラ製)	ビニール、ポリエチレンなど	×	産廃	廃プラ	P7参照
テレビ	家庭用として製造されたもの	×	資源		P3参照 ※家電リサイクル法対象
テレビ	業務用として製造されたもの	×	産廃	混合	P7参照
テレビアンテナ		×	産廃	混合	P7参照
電化製品		×	産廃	混合	P7参照
電化製品(フロン含有)		×	産廃	混合	フロン回収業者へ
電球(蛍光管・LED)		×	産廃	混合	P7参照
電球(白熱)		△	産廃	ガ・陶	
電池(乾電池・充電電池)		×	産廃	混合	P7参照
電卓		×	産廃	混合	P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

	品 目	詳 細	市搬入	分別	区分	適 用
	電話機		×	産廃	混合	P7参照
と	動物の死体	畜産農業から発生したもの	×	産廃	動物	P7参照
	動物の死体	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)※大きさ制限あり
	灯油		×	産廃	廃油	P7参照
	トタン(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
	トタン(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
	ドラム缶		×	産廃	金属	P7参照
	ドラムリール		×	産廃	混合	P7参照
	塗料(液体)		×	産廃	混合	P7参照
	塗料かす(固形)		×	産廃	混合	P7参照
	土嚢袋		×	産廃	廃プラ	P7参照
な	ナイフ(紙製)	建設業(工事)、ハルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
	ナイフ(紙製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
	ナイフ(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
	ナイフ(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
	苗木用トレイ		×	産廃	廃プラ	P7参照
	苗木用ポット		×	産廃	廃プラ	P7参照
	ナット		×	産廃	金属	P7参照
	鍋		×	産廃	金属	P7参照
	生ごみ	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
	生ごみ	食品品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	△	産廃	残さ	
	生ごみ	リサイクルできないもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
	鉛		×	産廃	金属	P7参照
	波板(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
	波板(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
に	庭木(剪定した者が排出事業者)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
	庭木(剪定した者が排出事業者)	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
	庭木(剪定した者が排出事業者)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ぬ	布(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
	布(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
	布(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破碎処理施設(美々)
ね	ねじ(びす)		×	産廃	金属	P7参照
	ネット		×	産廃	廃プラ	P7参照
	粘着テープ(化学繊維製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
	粘着テープ(紙製)	建設業(工事)、ハルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
	粘着テープ(紙製)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
の	ノート(紙製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
	ノート(紙製)	建設業(工事)、ハルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
	ノート(紙製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
	農業機械		×	産廃	混合	P7参照
	農業用ビニール		×	産廃	廃プラ	P7参照
	農業		×	産廃	廃酸等	P7参照
	のこぎり		×	産廃	混合	P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
は 葉	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
葉	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
パール		×	産廃	金属	P7参照
灰		△	産廃	燃がら	
パイプ(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
パイプ(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
パイプ椅子		×	産廃	混合	P7参照
ハガキ	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
ハガキ	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
ハガキ	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
バケツ(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
バケツ(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
パソコン		×	産廃	混合	P7参照
伐根・抜根	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
伐根・抜根	建設業(工事)、木材製造業等から発生したもの	△	産廃	木くず	
伐根・抜根	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	可燃	リサイクル優先 市＝埋立処分地(美々)
バッテリー		×	産廃	混合	P7参照
発泡ウレタン		×	産廃	廃プラ	P7参照
発泡スチロール		×	産廃	廃プラ	P7参照
パレット(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
パレット(木製)		△	産廃	木くず	
ひ ピアノ		×	産廃	混合	P7参照
PPバンド		×	産廃	廃プラ	P7参照
ビニールクロス		×	産廃	廃プラ	P7参照
肥料袋		×	産廃	廃プラ	P7参照
ふ ファイル(紙製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
ファイル(紙製)	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
ファイル(紙製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ファイル(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
ふとん(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
ふとん(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
ふとん(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
プラスチック製容器包装	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	P7参照
プラスチック製容器包装	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
プリンター		×	産廃	混合	P7参照
ブルーシート		×	産廃	廃プラ	P7参照
フレコンバッグ		×	産廃	廃プラ	P7参照
フロッピーディスク		×	産廃	混合	P7参照
へ ベットボトル	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
ペットボトル	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	
ペットボトル	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ヘルメット		×	産廃	混合	P7参照
弁当がら	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
弁当がら	従業員の個人消費以外	×	産廃	廃プラ	P7参照
弁当がら	従業員の個人消費のもの	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
包丁		×	産廃	混合	P7参照
ホース		×	産廃	廃プラ	P7参照
ボールペン		×	産廃	混合	P7参照
ポスター	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
ポスター	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
ポスター	リサイクルできないもの(汚れの落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
ホッチキス		×	産廃	混合	P7参照
ボルト		×	産廃	金属	P7参照
ホワイトボード		×	産廃	混合	P7参照
マウス(PC用)		×	産廃	混合	P7参照
マウスパッド(PC用)		×	産廃	廃プラ	P7参照
マグネット		×	産廃	金属	P7参照
マスク		×	産廃	廃プラ	P7参照
マットレス		×	産廃	廃プラ	P7参照
マットレス(スプリング)		×	産廃	混合	P7参照
虫ピン		×	産廃	金属	P7参照
無線機		×	産廃	混合	P7参照
名刺(紙製)	リサイクルできるもの	×	資源		リサイクル業者へ
名刺(紙製)	建設業(工事)、パルプ製造業、紙加工業、新聞・出版・印刷業等から発生したもの	△	産廃	紙くず	
名刺(紙製)	リサイクルできないもの(汚れが落ちない等)	○	一廃	可燃	市＝道央廃棄物処理組合焼却施設(根志越)
名刺(プラ製)		×	産廃	廃プラ	P7参照
メジャー(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
毛布(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
毛布(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
毛布(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破碎処理施設(美々)
木毛板		△	産廃	混合	
モニター		×	産廃	混合	P7参照
モバイルバッテリー		×	産廃	混合	P7参照
モルタル(建設工事)		△	産廃	がれき	
モルタル(建設工事以外)		△	産廃	ガ・陶	
養生テープ		×	産廃	廃プラ	P7参照
浴槽		×	産廃	廃プラ	P7参照
ライター		×	産廃	混合	P7参照
ラケット		×	産廃	廃プラ	P7参照
ラジオ・ラジカセ		×	産廃	混合	P7参照
ラップ		×	産廃	廃プラ	P7参照
ラミネート加工品		×	産廃	廃プラ	P7参照
リチウムイオン電池		×	産廃	混合	P7参照
リモコン		×	産廃	混合	P7参照
リヤカー		×	産廃	混合	P7参照
ルーフィングシート		×	産廃	廃プラ	P7参照

事業系廃棄物分別辞典

産廃＝産業廃棄物

一廃＝事業系一般廃棄物

資源＝リサイクルできるもの

事業系廃棄物は一部千歳市でも受入していますが、摘要欄に記載があるように、再資源化業者を積極的に活用し、リサイクルを優先してください。
※処理方法について不明な場合は千歳市環境センターまでお問合せください(0123-23-2110)

市搬入:「○」搬入可・「×」搬入不可・「△」環境センターと協議

品目	詳細	市搬入	分別	区分	適用
れ 冷温庫		×	産廃	混合	P7参照
冷蔵庫・冷凍庫	家庭用として製造されたもの	×	資源		P3参照 ※家電リサイクル法対象
冷蔵庫・冷凍庫	業務用として製造されたもの	×	産廃	混合	P7参照
レジスター		×	産廃	混合	P7参照
レンガ(建設工事)		△	産廃	がれき	
レンガ(建設工事以外)		△	産廃	ガ・陶	
練炭(使用済み)		△	産廃	燃から	
ろ ロープ(化学繊維)		×	産廃	廃プラ	P7参照
ロープ(金属製)		×	産廃	金属	P7参照
ロープ(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	△	産廃	繊維	
ロープ(天然繊維)	上記以外の業種から発生したもの	○	一廃	不燃	リサイクル優先 市＝破砕処理施設(美々)
ロッカー		×	産廃	金属	P7参照
ロックワール		△	産廃	ガ・陶	
わ ワープロ		×	産廃	混合	P7参照
ワイヤー		×	産廃	金属	P7参照

●千歳市のごみ処理施設(千歳市環境センター(埋立処分地含む)、道央廃棄物処理組合焼却施設)に搬入する場合で次のいずれかに該当するときは、受け入れ拒否等の措置を行うことがあります

- (1) ごみの発生場所が千歳市内と確認できないとき
- (2) 分別されていないごみを搬入したとき
- (3) マニフェストの不携帯・契約書の未締結など不正が認められたとき(産業廃棄物の場合)
- (4) 法律、条例その他の関係法令に違反したとき
- (5) 係員の指示に従わないとき
- (6) 料金を支払わないとき、または不正により料金の支払を免れようとしたとき

（参考）法令関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

（事業者の責務）

第3条 **事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。**

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

千歳市廃棄物の処理等に関する条例（一部抜粋）

（事業者の責務）

第4条 **事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。**

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

（減量化推進のための事業者の役割）

第8条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源、再生部品及び再生品を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装、容器等の普及を図り、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

（処理計画作成の指示）

第24条 市長は、必要と認めるときは、事業系一般廃棄物又は第21条第1項の産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、その廃棄物の減量等に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

事業系ごみのQ & A

Q. 事業活動とは？

A. 事業活動には事務所、店舗、工場などの営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校などの公共サービスを行っている事業活動も含まれます。また、法人・個人経営、事業規模の大小、ごみの排出量は関係ありません。

Q. 事業系廃棄物はどのように処理すればいいの？

A. 事業系廃棄物は量や内容に関わらず事業活動に伴い排出された廃棄物をいいます。事業系廃棄物を家庭用ごみステーションに出すことはできません。市が許可している千歳市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか市の処理施設に事業者自ら直接搬入してください。なお、事業系廃棄物にはリサイクルできる資源物も含まれているため、積極的な再資源化をお願いします。

Q. 同じ事業所から出る「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」との違いは？

A. 事業活動に伴って排出されるごみのうち、法律によって定められた廃プラスチック類や金属くずなどの20品目が「産業廃棄物」となり、それ以外のごみが「事業系一般廃棄物」となります。ただし、千歳市では従業員の飲食によって排出される弁当がらやびん・かん・ペットボトル等は事業所からの排出状況や施設運用等を考慮し、事業系一般廃棄物として処理しています。

Q. ごみ処理手数料には、収集運搬料も含まれるの？

A. ごみ処理手数料とは、市の処理施設でごみを処理する料金のことです。ごみ処理を委託する場合の許可業者に支払う料金は、ごみ処理手数料のほかに、収集運搬の費用や営業利益が含まれています。なお、資源物の分別を徹底することでごみ量が減り、また、委託する許可業者によっては資源物について料金を安くするところもあります。

Q. ごみ減量とリサイクルに取り組むとどんなメリットがあるの？

A. 事業所におけるごみ減量とリサイクルの推進は、環境負荷の低減など循環型社会形成を進めるための企業の使命です。また、事業所にとっても処理費用の負担軽減が図られ、さらに企業イメージや従業員のコスト意識の向上にもつながります。



びびちゃん